

KJRマネジメント人権方針

株式会社KJRマネジメント(以下、「当社」という)は、「人に 地域に 世界に 新たな価値を創造し続ける」というミッションのもと、サステナビリティ戦略として「責任不動産投資を実践し、世界的課題の解決に貢献していく」を掲げています。そのサステナビリティ戦略のコアとなる ESG:環境(Environmental)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の取り組みの一環として、当社は「KJRマネジメント人権方針」(以下、「本方針」という)を制定しました。当社は、事業にかかわるステークホルダーの人権を尊重することの重要性を認識するとともに、すべての事業活動の基本として、本方針を実践していきます。

1. 国際人権基準の尊重

当社は、「世界人権宣言」を含む「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」が定めた中核的労働基準等の人権に関する国際規範を支持します。また、「国連グローバル・コンパクト」(UNGC)に署名した初めての J-REIT 運用会社として、UNGC の人権・労働・環境・腐敗防止に関する普遍的な価値を尊重します。そして、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき本方針を制定し、取り組みを推進します。

当社は、事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守し、国際的に認められた人権と国・地域の法令の間に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、当社の役員、社員、派遣社員及びその他業務に従事するすべての者に適用します。

また、当社は、お取引先の皆様に本方針をご支持いただき、当社と協働して本方針の遵守を通じた人権尊重への取り組みを進めていただけるよう、期待いたします。

3. 人権デュー・ディリジェンス

当社は、本方針を、事業方針やプロセスの中に組み込むことで確実に実行していきます。その一環として、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。人権デュー・ディリジェンスには、人権への影響の評価、負の影響に対する予防・是正措置の実施、モニタリングの実施、外部への情報公開が含まれます。

4. 人権に関する重点課題

当社は、事業内容を踏まえ、人権リスクのマッピング及び優先順位付けを行い、社内外の当事者や専門家との議論を重ね人権に関する重点課題の特定を行います。なお、重点課題は、事業内容や社会環境により変化するため、適宜見直しを行っていきます。

5. 是正・救済

当社は、関連するステークホルダーが、人権に負の影響を与える行為について通報・相談することが可能な体制を構築します。当社の事業活動による人権侵害関連の通報・相談を受けた場合には、事実関係の調査を行ったうえで、適切な是正・救済措置を講じるとともに、通報者に対し不利益な取り扱いが行われないよう配慮します。

6. ステークホルダーとの対話

当社は、さまざまなステークホルダーとの対話を行いながら、本方針に基づく人権への取り組みを実施し、またその取り組みをより良いものに改善していきます。

7. 情報開示

当社は、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等で開示します。

2024年4月1日改定
株式会社KJRマネジメント
代表取締役社長 鈴木直樹